

## 住民基本台帳法施行条例の改正予定について

### 改正予定の趣旨

住民基本台帳法の改正に鑑み、附票本人確認情報に関する規定を定めるとともに、市町村における本人確認情報の利用事務に森林環境税の賦課徴収に関する事務等を加える予定。

### 改正予定の動機

- 1 法改正により、附票本人確認情報を北海道本人確認情報保護審議会の審議事項に規定する必要が生じたため。
- 2 法改正により、本人確認情報の利用事務に森林環境税の賦課徴収等に関する事務が追加され、市町村からの要望を踏まえて条例においても法と同様の措置を取る必要が生じたため。

### 改正予定の内容

- 1 北海道本人確認情報保護審議会における審議事項の追加  
本人確認情報に加えて附票本人確認情報を追加する予定。
- 2 本人確認情報利用事務の追加  
本人確認情報利用事務に森林環境税及び森林環境養育税に関する法律による徴収金の賦課又は徴収に関する事務及び森林環境税に関する犯則事件の調査に関する事務を追加する予定。

### 改正予定時期

令和6年（2023年）第2回定例会（令和6年（2023年）6月中旬開会予定）を予定。

### 次回審議会開催予定時期

令和6年（2023年）4月下旬を予定。